生活困窮者自立支援制度人材養成研修
テーマ別研修【生活困窮者支援における子どもと家族支援】

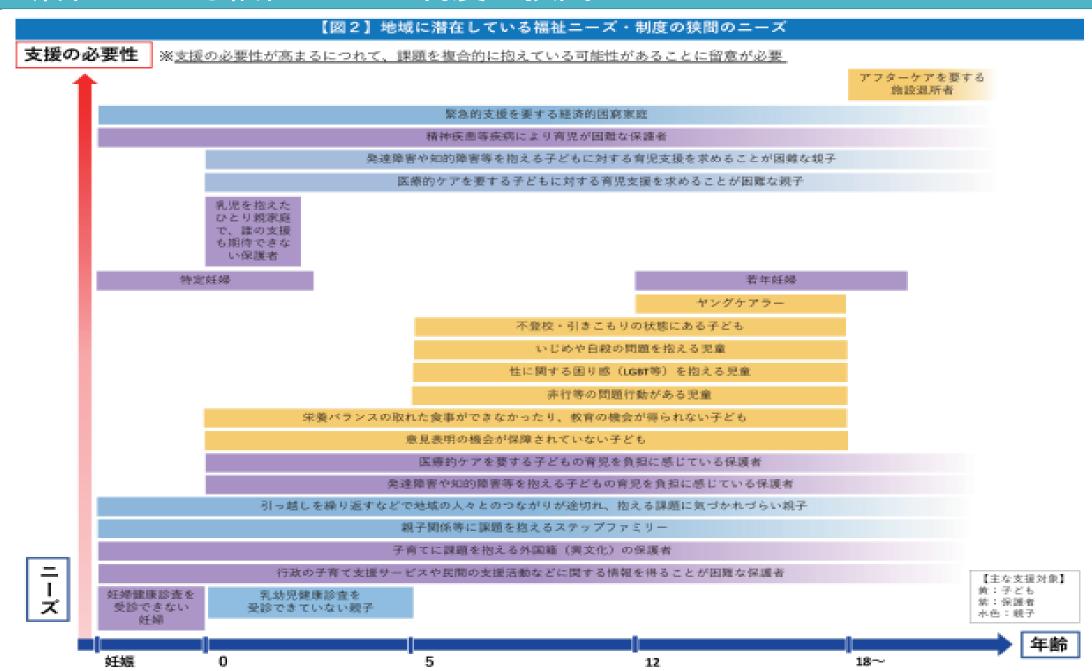
【講義3】地域における子育て支援

本テーマに関する問題の認識 ー子ども・子育で家庭が抱える様々なニーズ(困難等)と支援の現状

すべての子ども・子育て家庭が安心して生活できる地域をめざして ~児童福祉施設等の専門性を活かした妊娠期からの切れ目ない支援~ 全国社会福祉協議会 R4 より

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/2021/220915jidoufukushi/houkoku.pdf

地域に潜在している福祉ニーズ・制度の狭間のニーズ



アフターケアを要する 施設退所者

緊急的支援を要する経済的困窮家庭

精神疾患等疾病により育児が困難な保護者

発達障害や知的障害等を抱える子どもに対する育児支援を求めることが困難な親子

医療的ケアを要する子どもに対する育児支援を求めることが困難な親子

乳児を抱えた ひとり親家庭 で、誰の支援 も期待できな い保護者

特定妊婦

若年妊婦

ヤングケアラー

不登校・引きこもりの状態にある子ども

いじめや自殺の問題を抱える児童

性に関する困り感(LGBT等)を抱える児童

非行等の問題行動がある児童

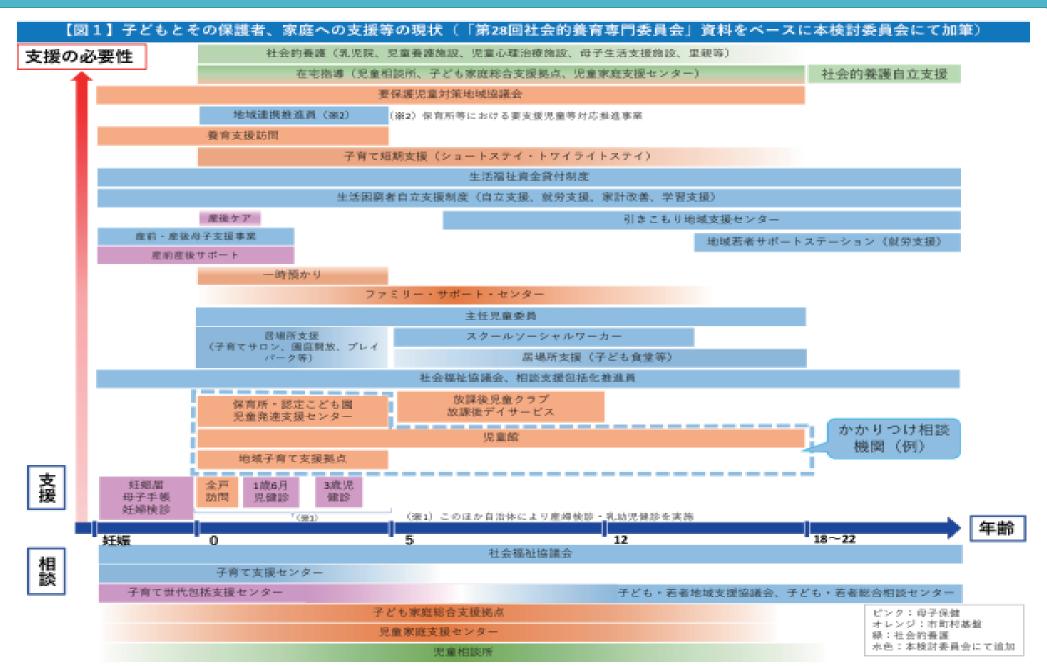
栄養バランスの取れた食事ができなかったり、教育の機会が得られない子ども

意見表明の機会が保障されていない子ども

医療的ケアを要する子どもの育児を負担に感じている保護者

発達障害や知的障害等を抱える子どもの育児を負担に感じている保護者

子どもとその保護者、家庭への支援等の現状



支援の必要性

社会的養護(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親等)

在宅指導(児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、児童家庭支援センター)

社会的養護自立支援

要保護児童対策地域協議会

地域連携推進員(※2)

(※2) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

養育支援訪問

子育て短期支援 (ショートステイ・トワイライトステイ)

生活福祉資金貸付制度

生活困窮者自立支援制度(自立支援、就労支援、家計改善、学習支援)

産後ケア

引きこもり地域支援センター

産前・産後母子支援事業

産前産後サポート

地域若者サポートステーション(就労支援)

一時預かり

ファミリー・サポート・センター

主任児童委員

居場所支援 (子育てサロン、園庭開放、プレイ パーク等) スクールソーシャルワーカー

居場所支援(子ども食堂等)

社会福祉協議会、相談支援包括化推進員

子ども・子育て家庭を巡る課題と背景

一子育て家庭を地域で支える必要性

人間の赤ちゃんは「生理的早産」と考えられています

•••では(いきなりですが)質問です。

質問;人間の赤ちゃんは何カ月お母さんのお腹にいればよいと思いますか?

答え;「」ヶ月



赤ちゃんは、お乳を飲む、眠る、排せつする以外は '泣くこと'しかできません→四六時中ケアが必要(母ー人の養育は不可)

子育てのイメージを作ることが難しい

妊娠期と出産後数ヶ月;養育イメージが最大変化する可能性 妊娠期支援、産後ケアの重要性が増している

「産後うつ必要説」=共同養育の仕組みづくり

自分を再組織化させる(展望を持つ)

- ・仕事と子育ての両立はできるの?
- 子どもの預け先は?
- 誰を頼ればいいの?

支えられ、頼る相手がいることで養育イメージができる

- ○多忙化
 - 時間と成果に追われる時代⇔子育ては仕事と同じ? ''きちんとちゃんと'の警報機が頭の中で鳴ってます'
- ○自己責任化 仕事と子育ての両立➡'自分で選択したから自己責任です' 自分で責任を被る➡'頼ることは恥ずかしい''申し訳ない'
- ○自責の念 多忙化の中で落ち着いた思考、自己決定ができないと… 子どもの泣き声が私を責めているように感じるようになる

子育ての「自己責任化」(自責の念)の背景

一現代親世代の育てられ方

1985年男女雇用機会均等法が成立

- ー女性の就労機会が拡大し、子育てをしながら就労する選択が増える
- ーそれ以前の、'寿退社'等は減少(祖母世代は、最後の専業主婦世代)
- ー自分らしく、自由に、自立し、束縛されず…という価値

新自由主義社会の到来

- 一自由に生きることができるが、責任は自分で取る
- 一子育てに疲れても、人に頼る事を良しとしない=自己責任化
- ー子どもに関する事件が起きるたびに、「子育ては家庭(教育)の責任」といった 風潮が強まる傾向

チーム子育て

子どもを見守る大人の存在

- •大人同士の役割分担
- -大人もいろいろー子の社会性が高まる
- •子どもは対象に応じて愛着行動を獲得
- ・将来的に頼り上手に
- 社会性が伸びるとも考えられる



『児やらい』(大藤ゆき)より

保護者の悩みや心配事等;厚生労働省調査より

保育所等における子育て支援のあり方に関する研究会報告書(令和4年3月)

子どもの育ちに関する心配事

・「子どもが言う事を聞かない」「食事」「生活リズム」等に約4割の保護者が「あてはまる」と回答

親自身のこと

・「身体の負担」「仕事との両立の困難さ」「精神的ストレス」「他のことにかける時間が確保できない」 に約5割の保護者が「あてはまる」と回答

特に母親

・身体的負担(58.7%)、精神的ストレス(55.5%)、仕事と子育ての両立の困難さ(54.4%)

「子どもが欲しくなかった」という悩み

・「育児環境に関する支援ニーズ」の因子と相関が高く、育児環境に影響を受けている可能性

保育所保育における保護者支援

- ・「子育て」に焦点化した支援と<u>保護者が抱える育児負担やその緩和等に焦点</u>をあてる
- ・保護者が<u>心身ともに安定した生活</u>ができるための支援も重要

地域における子育て支援一地域子育て支援の目的と意義

地域子育て支援の目的と意義

1. 子育て家庭を地域で支える

例:一人で子育てをしている親を地域、隣近所で支える 気になる親子を、身近な相談機関と地域、隣近所で支える

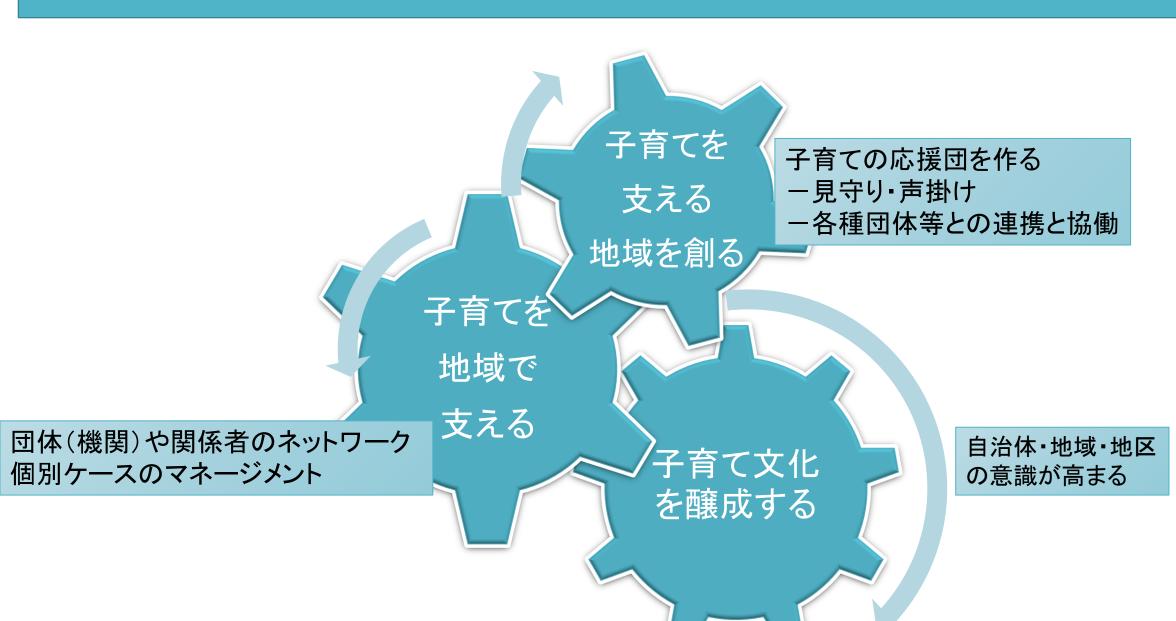
2. 子育て家庭を支える地域を造る

例:地域が子育てに関心を持ち、子育てを支える意識が高まるようにする 支える人、支えられる人の垣根を越えて、子育てを支える「場」を作る

3. 地域を基盤とした子育て文化を醸成させる

例:子育てにやさしい街をつくる

地域子育て支援の目的と意義



「地域子育て支援」の目的と意義

1. 子育て家庭を地域で支える

個別二一ズへの対応 ネットワークの活用

2. 子育て家庭を支える地域を創る

人材を発掘する ネットワークを作る 支援メニューを増やす

地域子育て支援の効果一親としての成長を支える

子育てひろば全国連絡協議会 調査結果より

概要版

子育てひろば全国連絡協議会https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/away-ikuji.pdf

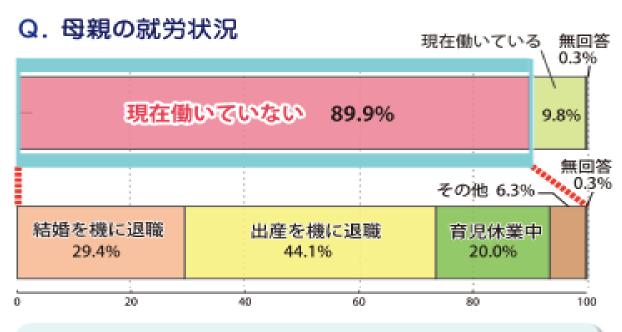
地域子育で支援拠点を 利用する母親 1,175人に聞きました!

自分の育った市区町村以外での子育て

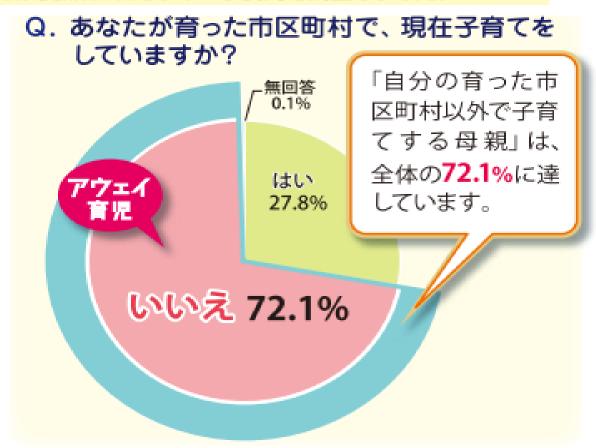
「アウェイ育児」 / 2%

『つながり』をつくり、アウェイをホームに変える 地域子育て支援拠点には大きな力がありました!

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会は、親子の交流の場「地域子育て支援拠点*」(以下拠点)を利用している母親を対象に、アンケート調査を実施しました。全国240団体にお願いし、1,175人の母親に回答いただき、子育ての状況や意識、拠点が果たしている役割を調査しました。



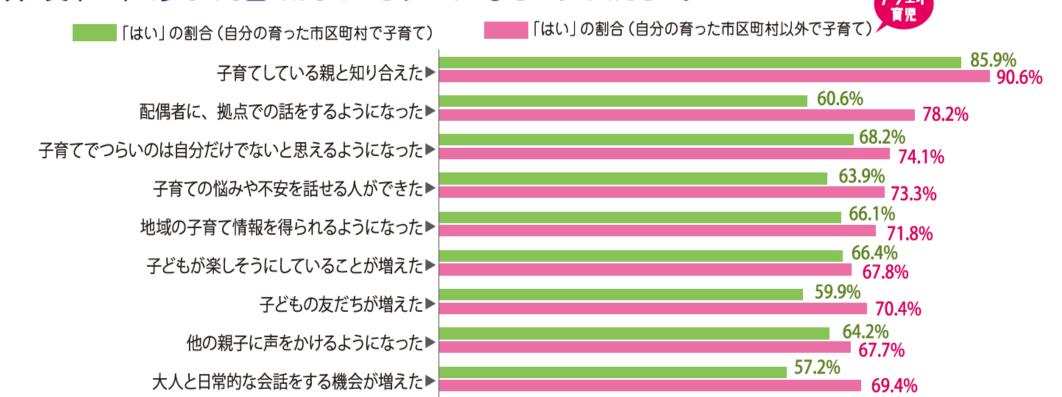
「現在働いていない」は89.9%。そのうち「出産を機に退職」が44.1%で最も多く、次いで「結婚を機に退職」が29.4%、「育児休業中」が20.0%となっています。

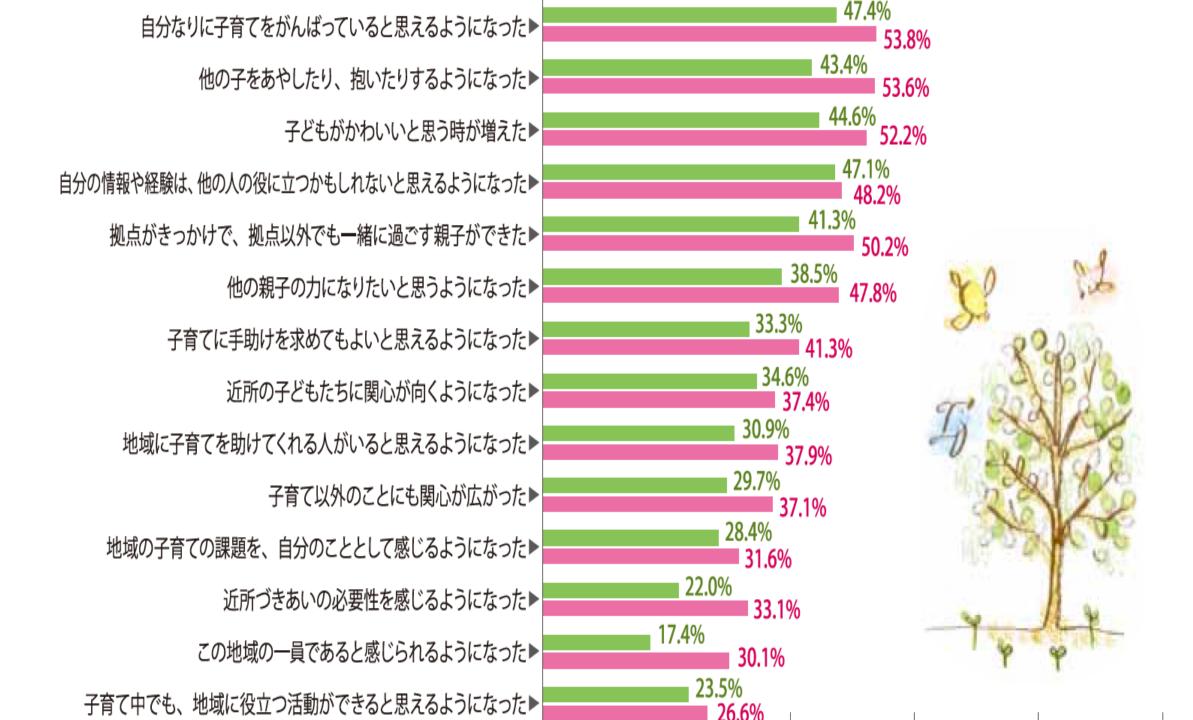


拠点を 利用した<mark>後</mark>の 子育ての変化

▶ 拠点を利用して得た効果としては、「子育てしている親と知り合えた」、「子育てでつらいのは自分だけでないと思えるようになった」などが全体的に高い。また、「自分の育った市区町村以外で子育でする母親」の方が、拠点利用前の悩み、利用後の効果ともに高い数字を示した。特に拠点の利用を通じて「子どもの友だちが増えた」「大人と日常的な会話をする機会が増えた」という答えは、「自分の育った市区町村で子育でする母親」より10ポイント以上高い。

Q. 地域子育て支援拠点を利用した後のあなたとあなたの子どもについて、得られたこと、変わったことなど、 次の文章の中で少しでも当てはまることすべてに○をつけてください。





「寄り添い方支援が親としての成長プロセスを促しているのか」に関する研究

<NPO法人子育でひろば全国連絡協議会 厚生労働省委託研究2018>https://kosodatehiroba.com/

平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

地域子育て支援拠点の 寄り添い型支援が親の成長を促すプロセス分析と 支援者の役割に関する調査研究 報告レポート

全国に7,000カ所を超えて整備された地域子育て支援拠点では、 今日も、小さな命を育む親たちに寄り添い、親子の成長を促す支援が行われています。

子育ての不安感や負担感、孤立感などがますます高まる中で、 地域子育て支援拠点事業は、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられ、 子育て家庭に最も身近な支援の中核的機能を果たす取組として重要性が増し、 役割の充実に大きな期待がかけられています。

地域子育て支援拠点の特徴ともいわれる「寄り添い型支援」が、

親の不安感や負担感、孤立感をどのように軽減しているのか。

拠点の寄り添い型支援が子育て中の親が持っている力を、

どのように育み「親としての成長」を促しているのか。

この2つを明らかにし、地域子育て支援拠点事業の質の向上に役立てることを目標に、

全国504カ所の地域子育て支援拠点の支援者と利用者にご協力いただき、

本調査研究を実施いたしました。

ご協力いただきましたすべての皆様に感謝申し上げますとともに、

調査研究によって明らかとなった内容を、報告レポートとしてここにご報告いたします。

なお詳細な調査結果については、

子育てひろば全国連絡協議会のホームページ http://kosodatehiroba.com にて公開しております。

地域子育て支援拠点の寄り添い型支援が 親の成長を促すプロセス分析と 支援者の役割に関する調査研究

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会

NPO法人子育でひるば全国連絡協議会

11 配偶者との関係の見直し

- 子どもの成長を伝える。共有できる
- ・配偶者を拠点に取り込む
- ・夫婦関係についての意識の変化
- ・配偶者との関係の変容
- 子どもの情報の隔たりに対する葛藤一単身赴任、長時間労働

9 親世代との関係の見直し

- ・親との関係の見直し
- ・親世代との関係の見直しと変容

6 子どもの育ちを 分かち合える仲間の獲得

- 子どもの育ちを分かち合える
- 身近な仲間としてのスタッフ

5 他者に頼る力

- ・他者に頼る力
- 自分を取り巻く環境への意識の 芽生え

2 親の愛着対象の認識と獲得

- ・愛着対象としてのスタッフの存在を認識
- ・愛着の回復対象の存在
- ・愛着対象の獲得

13 他者への貢献意識の獲得

- ・地域への視野の広がり
- 地域の自分を意識
- 他者への関心と関わりの芽生え
- (拠点とは関係のない)元々の地域の 繋がりの意識
- ・地域や他者への関心と愛着対象の広がり
- ・地域の他者への見守り意識の芽生え
- ・他者・地域への貢献意識の獲得

10 将来展望の獲得

- ・親展望の獲得
- 子ども中心にシフトする
- 見通しが持てるようになる
- 将来の展望が持てる
- ・職業人、主婦としての展望
- 多様な養育イメージに触れる
- ・家庭・養育イメージの獲得一自分は自分

4 養育力の獲得

- 情緒的なゆとりの獲得-強迫的育児からの解放
- 生活リズムの獲得
- 子どもの理解
- 感受性と応答性の高まりーアタッチメントの安定
- 子どもとの波長あわせ
- 子どもの成長を感じる

1 安全基地と安全な 避難場所の獲得

- 拠点が安心・安全基地として感じるようになる
- ・"ひろばがあるから大丈夫"安全基 地がある安心感
- ・"ひろばがあるから大丈夫"拠点を 安全基地にした交流の芽生え
- 安心感・安全感の獲得

12 職業観の獲得

- 職場の理解と養育表象の相互往復
- ・職業への意欲
- ・多様な職業観に触れて自己と向き合う

8 肯定的な 養育イメージの獲得

- 肯定的な養育イメージの獲得
- ・子育てへの肯定的意識の変化
- 子どもへの関わりの変化-新たな養育 イメージの獲得

7 経験を活かした 自己実現への意識の高まり

- ・親としての落ち着き・情緒的安定
- ・親意識の変化
- ・自尊感情の高まり
- 自己の内的変容
- 自分の成長への気づき
- ·自己能力(概念)の再獲得
- •自分の経験を活かす
- (経験を活かした)自分の居場所を 発見する

作成: 食石 哲也

3 セルフケアの意識

- 生活リズムの安定
- ・ストレスの発散
- セルフケアの意識

「親としての成長」概念図

地域子育て支援の機能 一4つの地域子育て支援の機能

地域子育て支援の機能:「居場所」機能

- 1. 居場所(ibasho)の機能
- ①安心・安全基地=愛着と居場所
- ②自立的行動を支える基地
- ③つながり/相互の受け容れ/承認 他者とつながる 他者の思いを知る 相互に受け容れる
- ④ldentityの獲得 所属意識/地域意識/親自覚ー'役に立つ'体験
- ⑤Personality(人間性)の安定と成長 自分は自分でよい 自分らしさを求める

地域子育て支援の機能:利用者支援

- 2:親子が地域で繋がりを作るための支援
- •利用者支援と利用支援

利用者支援=相談支援

利用支援='つなぎ'による支援(利用支援)

☞情報の提供

☞人、モノ...

☞つなぎ=支援者側の「顔と顔の見える関係」

- ・解決の主体は親自身
- ・他の親とのつながり、体験を共有し、相互支援の場を作る
- ・親子を「包み込む(Rap-Around)」環境を作る

利用者支援事業の役割について

子育で中の親子(妊婦含む)など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声(1)

「もう夜中だけど、親を病 院に連れて行くので、子ど もをあずかってほしい・・・」

声(2)

「うちの子、よその家庭の 子より落ち着きが無い気 がする・・・」

声(3)

「最近、子育てがしんどい です・・・・」

子育て短期 支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター (保健師)



など

相談対応(来所受付・アウトリーチ)

携

個別ニーズの把握

日常的に対応



本事業が行われる 施設等の職員

助言•利用支援

子育て中の親子 の身近な場所 (地域子育て支 援拠点など)で 実施!



利用者支援専門員

ネットワークの構築 社会資源の開発

日常的に連携

連携



「利用者支援事業」の概要

事業の目的

○ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、 身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に 運営することで、市区町村における 子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- ○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別の二一 ズ等を把握
- ○子育て支援に関する情報の収集・提供
- ○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての 助言・支援
 - →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- ○より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- ○地域に展開する子育て支援資源の育成
- ○地域で必要な社会資源の開発等
- →地域における、子育て支援のネットワークに基づく 支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○ **主として市区町村の窓口**で、子育て家庭等から保育サービスに 関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに 関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している 者が望ましい

母子保健型

○ **主として市町村保健センター等**で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等 を1名以上配置

地域子育て支援の機能: 資源の開発

- 3. 地域における子育で課題の発見と共有
- ①地域全体の傾向と子育て課題(人口減少、転入増等)
- ②個別の子育て課題く関係機関(母子保健等)との連携で見えてくる問題>
- ③子育て家庭の困難を代弁する(→自治体、団体、関係者等) アドボカシー機能
- ④地域共通のニーズ、他の専門機関や行政窓口、地域住民に地域の課題をして伝え、取り組みに役立ててもらう
- ⑤「資源を作る」=支える仕組みを作る、人をつなげる ソーシャル・アクション機能
- ⑥共通するニーズをキャッチする視野、視点、アンテナを敏感に

地域子育て支援の機能:アウトリーチ

4. アウトリーチとは、ニーズのある場所に出向くこと

欧米では、障害者等、サービス利用に消極的拒否的な当事者の家庭を訪問し、サービスを提供し、あるいはサービスにつなげるための保健福祉活動が発端わが国では、阪神淡路大震災の際に、避難所に来ることができず、自宅に留まる家庭を発見し、ニーズに応じた具体的援助(物資の提供など)を展開したことから、認識が広まった

地域子育て支援とアウトリーチ

- ・子どもの貧困(経済的困窮)、親自身の障害等、固有のニーズを抱える家庭
- ・人の集まるところが苦手な人々(利用の中断等)
- ・情報が届いていない家庭(転入家庭等)

世帯全体に着目した支援のあり方

- 一家族を'システム'として眺める
- 一変化を望む人と望まない人の存在

世帯に着目した支援 一家族を'システム' として眺める

ゲートキーパーとキーパーソン

- ーゲートキーパー(GK:門番)とは
 - ・支援者と(家族を代表して)やり取りをする人
 - ・主として支援者と家庭内の話をする役割(話す範囲の判断をする)

ーキーパーソン(KP)

- ・家庭内での意思決定に力を持つ人
- ・ゲートキーパーに指図をする人('喋りすぎるな'、'勝手に決めるな'等
- ※よくあることとして、GKとの決め事が進まない・・・KPが拒否
- ※KPは誰なのか?

世帯に着目した支援 一家族を'システム'として眺める

家族システムとは=メンバー全体の関係(性)の総和 家族システムとは=家族としての形態の維持(まとまり)と変容

- システム('生物体システム')を前提とした世帯の見方
- く変化を'促進する力'と'抑制する力'のバランス>
- 一現状を'変えよう'とする人と、'変えない'とする人
- 一 'やろう'とする人と、'やめておけ'という人
- ー非言語(態度、症状等)で'やめておけ'メッセージを発する人

世帯に着目した支援 一家族を'システム' として眺める

- ◇変化への動機づけの高い人と低い人の組み合わせ=共依存
- 一現状を変えたいと望む人と、変わることを望まない人例;DV 引きこもり 不登校
- ◇ '変わりたい' と願う人との関係の取り方
- 一変化を期待しつつ、'揺り戻し'が起きる必然を理解する
- 一変化への期待を支え続ける(不変化をある程度容認しつつ)
- 一変わることを望まない人との関係の取り方
 - ※人はそう簡単に変わらない。

レジリエンス(Resilience)

ネガティブ・ケイパビリティ(Negative Capability)

世帯に着目した支援一家族を'システム'として眺める

【ジョイニング (Joining) 技法】

- ーメンバーそれぞれと関係を取り結ぶ
- ー会えない人のアセスメントと世帯での役割をアセスメント・・・ 例:母親が働き始めることを止める人(父親、子ども、祖父母等)
- 家族システムに影響を与える人との関係づくり
- 一個々人との支援的信頼関係と全体への溶け込み

ー力関係や家族独特のルール・規範等の把握 アセスメントと波長合わせ

関係機関との連携

すべての子ども・ 子育で家庭できる 心域をめざして



孤立を防ぐ=接触面(インターフェイス)を広げる

コラム SNSのつながり感が孤独を防ぐ

(大阪市/母子生活支援施設 ボ・ドーム大念仏ダイヤモンドルーム 廣瀬 みどり)

- SNS は、知りたい情報を得られるだけでなく、人とのつながりを得られるという メリットがあります。
- SNSでは、「お疲れさま」とねぎらいや体調伺いで声をかけていく等、本人の波長に合わせようとする意識の向け方が重要となります。そのような意識が、言葉のやり取りを超えた重要な意味を持ちます。例えば、援助が今始まったばかりの妊婦と、同行支援後に、「お疲れ様でした。次の受診に向けて、無理なく大事にしてくだいね」とメッセージを送ると「お疲れ様です!今日はありがとうございました!!」と応答があります。このような具体的なやり取りが次の援助へつながっていきます。会話におけるちょっとした一言、何気ない一言で心情がわかることが多く、内心の声が聞こえてくるのです。この SNS でのつながり感が、安全な出産につながると感じています。
- それから、関わった母子が退所後、小まめに生活の様子や、子どもの動画を送ってくれ、実家のような役割を果たしています。それが、スタッフを笑顔にさせて支援の原動力にもなっています。
- 日曜日に突然、「子どもが熱でどうしよう」というメッセージが届き、急遽病院 とやり取りして大事に至らず胸を撫で下したこともあります。SNS はつながり感 を創り出し、それは孤独や寂しさを防ぎます。そして、切れ目ない支援のコミュ ニケーションツールとして欠かせないものとなっています。

孤立を防ぐ=接触面(インターフェイス)を広げる

コラム 相談につながるためのツール (岐阜県岐阜市/乳幼児ホーム まりあ 藤野 育代)

- 産前・産後母子支援事業が開設され、相談したい時に頼れる相談窓口の存在が、 どのようにしたら悩みを抱えた相談者の目に留まりやすいのかを考えました。検 討の結果、最初は岐阜市近郊のコンビニや大学にリーフレットを配布しました。 また産婦人科のある病院等にも事業内容を話し、配布しました。
- ある時薬を買いに来ている若年者の話を聞くと妊娠していることが分かったと、ドラッグストアの薬剤師の方から相談が入り、産前・産後母子支援事業(乳幼児ホームまりあ)に繋がったケースがありました。このことから、ドラッグストアへの周知も大切ではないかと考え、岐阜県子ども家庭課、子育て支援課の協力により、中・高生に相談窓口の紹介カードの配布を行うとともに、ドラッグストア、コンビニ(調整中)には紹介カードの設置協力を得ることとなりました。県の子育て支援課には、紹介カードのみではなくステッカー作成についても協力いただきました。
- また、岐阜市の男女共生課にも、生理用品等を配布するステーションに、妊娠検査薬を置いていただく等の協力をお願いしました。その後、岐阜市のステーションに妊娠検査薬をもらいに来た女性がいるとの報告を受けています。
- 妊娠検査薬を県や市でも受け取れることを、また、受け取りにいけない方には、 一緒に受け取りに行けることを相談時に必ず伝えています。

生活困窮家庭を支える地域福祉のプラットフォーム

事 例 〉〉〉〉 地域福祉のプラットフォームとして有効に機能している 社会福祉協議会と児童家庭支援センター

(福井県越前市/児童家庭支援センター・児童養護施設 一陽)

当事者の課題

○ 子どもの貧困対策として、地域の民生委員や市民活動家らが学習支援拠点(子どもの居場所)を創設・運営しているが、事業の継続には人的、財政的な面で様々な課題が生じている。

関わった専門職等

- 市社協職員 児童家庭支援センター職員
- 学習支援コーディネーター(小学校校長OB)
- 見守り支援コーディネーター(社会福祉士) 等

ニーズを 把握した経緯

○ 市内の社会福祉法人が一丸となって地域における公益的な取組を実施するにあたって、市の担当部局と協議を重ねる中で、「子どもの貧困対策としての子どもの居場所(学習支援拠点)は、各地域において重要な役割を果たしている」という事実とともに、「(それらを)市民有志ボランティア等によって継続的に運営していくことは、とても難しい」という課題(地域ニーズ)を知った。

生活困窮家庭を支える地域福祉のプラットフォーム

- 平成30年2月、福井県越前市内のすべての社会福祉法人(全19法人)が、地域公益事業や地域における公益的な取組を協働で実施しようと「越前市地域公益活動推進協議会(本部事務局:越前市社会福祉協議会)」(以下、協議会)を創設した。
- 協議会に加わった法人の規模や事業領域は様々だが、発足当初より、子どもの貧困や児童虐待を早期に発見したり、社会的孤立・排除・漂流を未然に防いだりするためのツールとして、「子どもの居場所(学習支援拠点)」はとても有用であり、そのような社会資源の創出を側面から支援し、安定的に運営できるよう物心両面から応援していこう、との思いを共有していた。
- そのため協議会は、市内に点在する「学習支援拠点」に対する 人的及び財政的支援の事業からスタートさせた。具体的には、 組織内に「越前子ども応援隊わくわーく」と称する運営委員会(委 員会事務局:児童家庭支援センター ー陽)を設け、そこに小 学校長経験のある教員 OBを学習支援コーディネーターとして 配置した。コーディネーターは、教員 OBのつながりにより学 習ボランティアの協力を得て、各地域の「子どもの居場所」に 派遣するなど人材供給の側面支援を行っている。また、地元の 大学に出向き、学習支援活動の意義や効果、醍醐味を伝える特 別講義を実施するなどして学生ボランティアの開拓にもあたっている。

- 令机3年度からは、見守り支援コーディネーターも配置し、子 どもやその保護者からの相談を専門機関に繋ぐ役割も担っている。
- さらに協議会は、「子どもの居場所」の立ち上げ支援として、 初年度備品調達費をはじめ、会場使用料、食材の購入費を含む 一般運営費、ボランティア保険料、ボランティア実費弁償費を 負担している。これらのきめ細やかな財政援助により、「子ど もの居場所」の運営基盤は安定しつつある。
- なお上記の財政援助等については、一部「支援対象児童等見守 り強化事業」の補助金が活用されている。

事例を振り返って (今後に向けた ポイント) オフィシャルな補助事業である「支援対象児童等見守り強化事業」や「生活困窮者自立支援事業」等を有効活用して、食支援を伴うアウトリーチを展開したり、学習支援拠点の場で表出した子ども達の悩みや不安を受けとめ、越前市と越前市社協、児童家庭支援センター 一陽が連携・協働して速やかに対応したりする機能の強化・拡充が望まれている。

- 1. 取り組みを通した新たなニーズの発見
- 2. ニーズの共有
- 3. 基幹施設(事務局)、キーパーソン探し
- 4. ネットワーク形成
- 5. 補助事業の活用

支援内容

自立相談支援機関に求められる役割

期待される役割

- •法人間連携
 - 一法人間での情報共有(例:ヤングケアラー)

- ・制度の狭間への着目
 - ー当事者に役立つ支援とは何か?

- 当事者性
 - 一当事者であり、同時に支援者であること
 - 一支えられた人が支える人へ

期待される役割

- ・支援の連鎖く'つながり'を作る>
 - 一子育て家庭の支援に関心のある人を発掘
 - 一支援を必要とする人とのつながり
 - ー相互支援の連鎖

- ・地域を創る
 - ーボランティア、中高大生への働きかけ
 - 一'切れ目のない支援'

国の動向<R4児童福祉法改正> 市町村ソーシャルワーク機能の強化

一地域における子ども家庭福祉体制の推進

全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援(市区町村)

○ 子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要がある。

具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。

ア:子育てする親の負担や悩みを軽減する

イ:子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する

ウ:より良い親子関係の構築に向けて支援する

○ これらの支援について、**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による**

<u>計画的な整備</u>を求める。

訪問による生活の支援(子育て世帯訪問支援事業(仮称)の新設)

- 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
- 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

短期入所支援の充実(子育て短期支援事業の拡充)

- 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする。
- 利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする
- いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

学校や家以外の子どもの居場所支援(児童育成支援拠点事業(仮称)の新設)

家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、 行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

親子関係の構築に向けた支援(親子関係形成支援事業(仮称)の新設)

・ 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどによるペアレントトレーニングを提供

地域子ども・子育て 支援事業への位置づけ

市町村の計画的整備

✓ 子ども・子育て交付金 の充当

市区町村等におけるマネジメントの強化 (全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての好産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント (サポートプランの作成)等を担う。

子育て世帯の「かかりつけ」の相談機関

- 〇保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育で 支援拠点事業、NPO法人等を活用して、妊 産婦、子育て世帯、子どもの把握・相談のア クセス向上のために各圏域に設置。
- ○悩み等の受け止め、情報提供、訪問を実施
- ○(必要に応じて)一体的相談機関につなぐ

妊産婦

子育て世帯 (保護者)

子ども





一体的に相談支援を行う機能を有する機関

(市区町村の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し)



- つながり(訪問・アウトリーチ)、課題把握、相談支援
- 〇 サポートプランの作成
- 〇 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部をかかりつけの相談機関等に委託可とする。



児童相談所

民間資源・地域資源 と一体となった 支援体制の構築

様々な資源による 支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所 <保育・一時預かり> ショートステイ 〈レスパイト〉 教育委員会・学校 <不登校・いじめ相談> <幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ 児童館

子育てひろば

家や学校以外の子どもの居場所

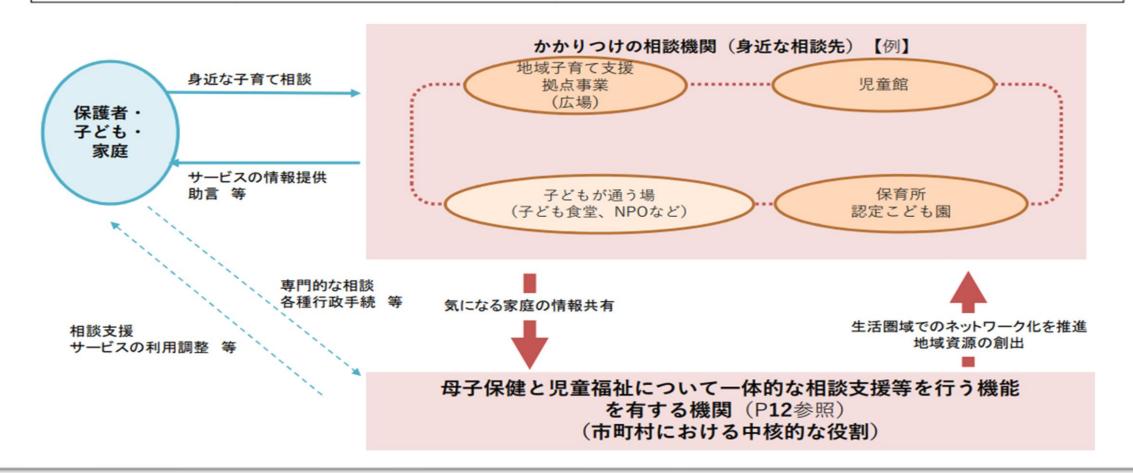
医療機関

産前産後サポート 産後ケア 障害児支援

4

令和3年9月7日 社会的養育専門委員会資料 (一部参照先のページ番号を修正)

- 未就園の割合が高いO~2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境が必要。
- このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる 子育て支援の資源が、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たせるようにしてはどうか。(かかりつけの相談機関)
- 今般、市町村の相談支援体制については、児童福祉・母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の 一体的運用を図り、中核的な相談機関として整理しようとしているところ(P12参照)、かかりつけの相談機関はそれと 情報共有・連携することにより、地域に重層的な相談体制を構築するものと整理してはどうか。



短期支援の類型について

現行

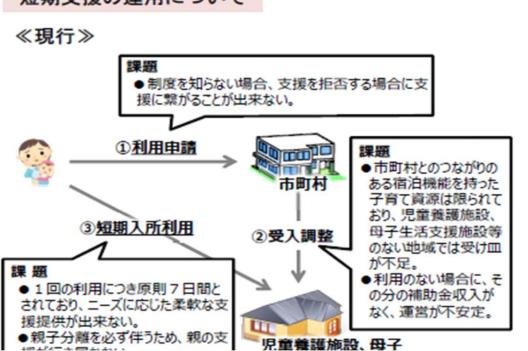
保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、(中略)施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業



見直し

- ①保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所等させ、その者につき必要な保護を行う事業
- ②保護者と児童を共に入所等させ家庭における養育を可能と させる事業
- ③自らの意思で入所等を希望した児童を入所等させる事業

短期支援の運用について



≪制度改正後≫

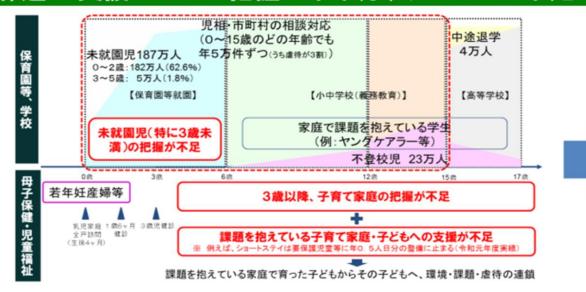
対応案 専用の居室整備の 対応案 ための整備費を創 利用申込みによる利用に加え、確実に支援 に繋げるため、市町村からの利用勧奨(必要 ⇒児童家庭支援セン に応じ措置)の仕組みを創設 ターや保育所、児童 発達支援センター等 利用申請 もショートステイの整 備が可能 市町村 利用勧奨 専用の人員配置の ための支援を創設。 ③短期入所利用 ⇒利用がない場合でも ②受入調整 安定して人員配置が 可能となり、突発的な 対応案 一ズにも対応可能 アセスメントのうえ、個々の二・ ズに応じて利用日数を決定。 親子の利用等、ニーズに応じた 多様な利用類型を創設。

子育で家庭を包括的に支援する体制の構築

令和3年4月26日経済財政諮問会議 厚生労働大臣提出資料

包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

課題1:支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足



課題2:マネジメント体制の再構築が必要

全国展開に向けて引き続き、 設置を促進する 連携が不十分な 自治体が多い →支援が届かない

2022年度末までに全市町村設置

母子健康包括支援センター

妊産婦、乳幼児(就学前)とその保護 者(重点は妊娠期~3歳)が対象 → ポピュレーションアプローチ



虐待ハイリスク等は総合支援拠点、 地区担当保健師、児相等との連携



子ども家庭総合支援拠点

相談内容(虐待相談:約3割) 対応(助言指導·継続指導:約8割)



児童相談所と相談内容・対応が類似

サービスのマネジメントが不十分

先進的な取組み事例

①未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機 関(保育所)につながる

<石川県マイ保育園>

- ➤ 2005年から実施
- A 妊娠時から3歳までの子を持つ全 ての家庭が身近な保育園に登録
- ▶ 育児体験、一時保育、育児相談 が利用できる



②子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

<浜松市はますくヘルパー>

- ➤ 2016年から実施
- ➢ 産前から1歳になるまでの保護者 のヘルパー利用時に補助
- ▶ 支援内容は家事支援、育児支援、 相談支援があり、1日2回最大4時間まで(通算50時間まで)利用可能

家事支援







③課題のある就学児童に多様な支援を提供

<Learning for All(葛飾区等)>

- △ 6歳~18歳の子ども達の状況に 合わせ多様な支援を提供
- ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- ➤ 学校等と連携し支援と結びつける
- ▶「子ども支援の運営」と「大人達の 連携」を両輪で地域の中で展開

中高生の居場所





学章

④子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャー 券の贈呈

<浦安市子どもプロジェクト>

- ➤ 妊娠から子どもが2歳になるまでに 3回子育てケアプランを作成
- △ 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できる

ケアブラン作成

贈られる育児用品





ご清聴いただきありがとうございました



